

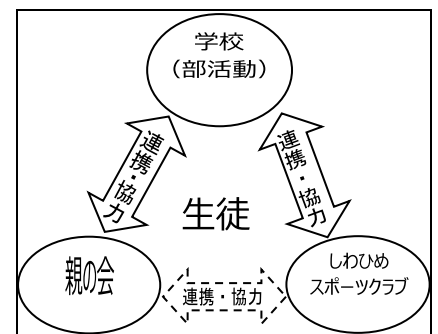
令和5年度 部活動指導計画

1 ねらい

- (1) 生徒の心身の健全育成，より良い人間関係作りの場になることを目的とする。
- (2) あいさつ（返事），思いやり，感謝など当たり前のことが当たり前にできる生徒の育成をめざす。（自主）
- (3) しわひめスポーツクラブなど地域連携による活動を推進し，生涯を通じて芸術やスポーツを楽しむ基礎や資質を養う。（健康）
- (4) 生徒の自主的，自治的活動を伸張するとともに，生徒，顧問，及び外部コーチ等相互の心のふれあいと協調，親睦，融和を図り，調和のとれた人格形成をめざす。（奉仕）

2 目標

- (1) 部員相互のかかわりを通して，生徒自身による主体的な活動を行う。
 - ①生徒どうしの話し合いの活動を推進する。
 - ②自己有用感や所属感を高める活動を工夫する。
 - ③学習と部活動の両立を図りながら活動する。
- (2) 普段からあいさつ（返事），思いやり，感謝ができる生徒の育成を目指し，学校・親の会・しわひめスポーツクラブ等が協力し指導にあたる。
- (3) 学校，親の会，しわひめスポーツクラブ等との相互連携により支援体制の整備充実を図る。



① 親の会との連携

- ・連絡を密に取り合い積極的なサポート体制のもとに活動の充実を図る。
(練習試合等への生徒の輸送・応援，部員の親睦を深める企画，経済的支援等)

② しわひめスポーツクラブとの連携

- ・しわひめスポーツクラブと部活動との関連やその位置づけと，連携のあり方を確立する。
(部活動の維持と活動保証，指導者の確保派遣，多様なスポーツ活動や情報の提供等)

③ 「志波姫中学校部活動三者会議」の開催について

- ・志波姫中学校の部活動顧問については，学校長が任命し年度当初の職員会議において決定する。
- ・外部指導者（コーチ）については，部活動顧問と親の会とスポーツクラブで相談して選出し，外部指導者本人の承諾を得た上で校長が任命し，栗原市教育委員会から委嘱状が発行され決定する。
- ・志波姫中学校の部活動においては，態度・行動，取り組み方や服装については，栗原市教育委員会，栗原市中学校体育連盟，志波姫中学校部活動計画が定めるルールや約束，申し合わせ事項等に則り，志波姫中学校の生徒として校則を守り，自覚をもって活動することとする。しわひめスポーツクラブやスポーツ少年団の活動においても同様とする。（部活動顧問と外部指導者，親の会が連携・協力して指導にあたること）
- ・志波姫中学校の施設使用申請については，学校の部活動担当が取りまとめ，しわひめスポーツクラブで割り振りをしてそれぞれの場所を使用することができる。
- ・学校の部活動やスポーツクラブ，スポーツ少年団の活動（大会や練習試合，普段の活動等）で使用した施設・設備，用具や備品については，元の状態に復帰させること。また，モップで清掃をしてから，モップについたほこりを掃除機で吸い取ることとする。
- ・スポーツクラブやスポーツ少年団の活動については，活動終了後に活動の代表の方が，学校開放施設利用日誌とカギ返却者名簿を記入する。

- ・学校の部活動の活動時間については、志波姫中学校部活動計画（3－（5）活動時間の①～④）に定める内容とするが、ノ一部活動の日や部活動を行わない場合においては生徒を下校させることを基本とする。
- ・スポーツクラブやスポーツ少年団の夜練習やさらに遅い時間帯の活動については、学校から一度帰宅し保護者の送迎の下参加させることとする。
- ・学校から帰宅後に保護者の送迎が難しい生徒については、スポーツクラブやスポーツ少年団の活動が始まるまでの間学校で学習するなどして待機させ参加させても良いが、その場合は部活動扱いとして部活動顧問が責任を持って指導することとする。
- ・スポーツクラブやスポーツ少年団の休休日や祝日等の活動については、外部指導者の指導の下活動することができるが、その場合は外部指導者が必ず指導場所につき集合時間から解散時間まで指導にあたることとする。（外部指導者が指導場所につけない場合は活動することはできない）
- ・各部の部活動顧問はスポーツ保険等の関係から、学校の部活動とスポーツクラブやスポーツ少年団の活動の時間的な区切りをつけて活動すること。

(4) 合理的かつ効果的な活動を推進するとともに、円滑な活動の保持と指導体制の充実を図る。

- ① コーチ（外部指導者）や親の会の協力支援を得ながら部活動を行う。
- ② 顧問、コーチ、親の会が十分な情報交換と意思の疎通を心がけ、生徒に迷いや不安が生じないようにする。

3 指導計画

(1) 所属

- ① 部活動体制に示されている4つの選択肢から所属を決定する。
- ② 4月に新2，3年生は所属確認を行う。新入生は入部届を校長に提出する。

(2) 転部について

- ① やむを得ない事情で転部する場合は、「転部届」を校長に提出する。
- ② 「転部届」は転部希望生徒、保護者、学級担任、顧問（元、転部先）で作成する。

(3) 指導

- ① 校長を総括責任者とし、指導は全職員であたる。
- ② 各部に顧問を置く。
- ③ 選択・入部の際は、3年間継続して取り組むことのできる部に所属できるように指導にあたる。
- ④ 顧問は生徒の安全に留意し、指導・監督にあたる。

【部活動体制】

選択肢	開設部	所属	活動時間
1・学校部・しわひめSC活動	野球部 卓球部 バスケットボール部 バレーボール部 ソフトテニスボール部 剣道部 柔道部 陸上部	中学校 しわひめSC	<平日> ①放課後（2時間程度） ②夕方～9：00（3時間程度） （①・②の時間帯のどちらか） <休日> 土日どちらか一日（3時間程度）
2・学校部、クラブチーム活動	クラブチーム （しわひめSC以外）	中学校 他団体	<平日> ①放課後（2時間程度） ②所属クラブの活動時間 <休日> 所属クラブの活動時間
3・学校部活動	美術部 吹奏楽部	中学校	<平日> 放課後（2時間程度） 週4回程度 <休日> 土日どちらか一日（3時間程度）
4. 所属なし	○しわひめSCのみの活動 各団体による)	○クラブチームでの活動 含む	（費用については、

(4) 今年度の活動する部活動

部活動名	担当者	部活動名	担当者
野球	小湊 真之	特設駅伝部	全職員
男子テニス	鈴木 雄太	総監督	小湊 真之
女子テニス	八重樫 薫	男子監督	鈴木 雄太
陸上	黄海 実穂	女子監督	黄海 実穂
卓球	関本 愛香	全体	高橋 和義
総合文化	稲邊 麻美 佐藤 一徳 後藤 志保		
男子バスケ	木皿 武宏		
女子バスケ	狩野 祐子		
男子バレー	大木 望未		
女子バレー	千葉 あゆみ		
柔道	佐々木香緒莉		
剣道	白鳥 摩耶		

(5) 部活動 活動時間

① 平日 2時間程度

時 期	4月～9月	10月～3月
活動終了 (下校) 時刻	～17:50 (18:00)	～16:50 (17:00)

*水曜日は、活動終了15:50 (下校16:00) とする。

*火曜日は、部活なしの日とする。

*10分前には活動を終了し、片付けをして下校する。

*下校時刻を厳守する。

② 休日・休業日 3時間程度

・「部活動許可申請書」を提出して実施する。

・顧問の指示によって実施する。

・スポーツクラブ、スポーツ少年団等の活動がある場合は、それらの活動を含めて4時間以内を目安とする。

・長期休業中の部活動は、別に計画を立て、顧問の指示によって実施する。(原則として顧問が活動に付くことができる日とする)

③ 活動の延長 「ハイシーズン」としての活動

・市中体連主催大会においては、大会の1週間前の火曜日の活動も可とする。各保護者にも周知する。

・その他の各種大会・コンクールにおいては、校長と相談し参加の有無を確認し、年2回まで延長することができる。その場合も「部活動延長願」を提出し校長の許可を得る。また、各保護者にも周知する。

・朝練習は原則禁止とする。

④ その他 (平成19年11月12日付 栗教学教号外 適正な部活動の推進について (通知) 参照)

・定期考査7日前から定期考査当日までを部活動中止期間とする。その際、学力向上の観点から、

スポーツクラブの活動やスポーツ少年団の活動に参加しないこととする。

- ・火曜日は部活動なしとし活動を行わない。(適正な部活動の推進 1-(2)-③)
- ・土曜日、日曜日はいずれか一方の日を休みにすること。(適正な部活動の推進 1-(2)-④)
- ・長期休業中の週休日(土・日)は休養日とすること。(適正な部活動の推進 1-(4)-②)
- ・子供たちの心身の健康管理や事故防止に努めるとともに、体罰、ハラスメントが起きないように指導の徹底を図ること。
- ・各種大会は年間を見通した無理のない計画で参加させること。

(6) 活動場所

- ① 中学校施設を利用することを原則とする。
- ② その他の施設を利用する場合は、学校長の名前で借用を申請し、許可を受ける。

(7) 部活動の運営について

- ① 顧問が責任者となって運営する。その際、親の会、外部指導者等の協力を得ながら運営に当たる。
- ② 活動費は、以下の表を参照。
- ③ 活動備品の管理は、各部ごとに顧問が行う。
- ④ 各部には、外部指導者(教育委員会に届出必要)を1名程度委嘱することができる。
- ⑤ 部活動顧問、親の会、外部コーチからなる「部活動三者会議」を開催し、活動について話し合い、共通理解の場とする。(原則として年度初めに1回)

選択肢	活動費
1. 学校部・しわひめSC活動	○学校部活動費 ○スポーツクラブ費 ○親の会会費 ※親の会で集金 ○その他必要に応じて経費がかかります。
2. 学校部、クラブチーム活動	○学校部活動費 ○親の会会費 ※親の会で集金 ○その他必要に応じて経費がかかります。
3. 学校部活動	○学校部活動費 ○親の会会費 ※親の会で集金 ○その他必要に応じて経費
4. 所属なし	(費用については、各団体による)

(8) その他

- ① 中体連主催の大会、吹奏楽コンクール等、教育委員会が主催または共催する大会については学校で輸送等の手配を行い、顧問が引率を行う。
※大会参加形式と参加要件については、宮城県中学校体育連盟規定による。
- ② 親の会、コーチとは、十分な意思疎通を心がけ、生徒に迷いや不安を感じさせないようにする。
- ③ 生徒の荷物は原則として活動場所に置く。
- ④ 下校の指示、指導は各顧問があたる。活動終了後、継続してスポーツクラブやスポーツ少年団、親の会等の支援による活動がある場合は、指導者または保護者に生徒を引き継ぐまで、顧問が掌握するよう努める。
- ⑤ スポーツクラブの協力支援を受けた活動であるが、スポーツクラブやスポーツ少年団への加入は任意とする。

4 部の休止（顧問を割り当てる）について

(1) 新入大会と次年度の総合体育大会の2回とも団体戦に出場できないとき休部とする。

ただし、近隣中学校との合同チームの結成を検討し、活動又は大会参加が可能な時、他部活動からの協力により大会参加が可能な時はこの限りではない。

- ※ 陸上競技部は他の部活動から選手の協力を得ることができる。
- ※ 陸上競技部以外の運動部は、文化部や他の部活動から選手の協力を得ることができる。ただし、中体連の参加規程に従う。
- ※ 1人でも試合に出場できるような競技は存続できる。

(2) 団体戦しかない部で休部が決まったときには、部員は4月中に他の部に転部する。

(3) 4月に新入部員を加えた段階で1、2年の部員数では新人戦の団体戦に出場できないとき、その時点で生徒（保護者）と顧問の話し合いをもち、休部の判断を行うことができる。

5 部の廃止（顧問を割り当てない）について

平成12年度より、地域に受け皿のない部活動が休部に該当した場合は廃部とする。

『地域の受け皿』とは、児童・生徒を継続して指導する校長が認めた地域の指導者がおり、中学校の部活動を理解し、連携して活動できる団体のことをいう。

6 部の設置について

(1) 部の新設は原則として認めない。ただし、地域に受け皿が存在し、数年にわたって活動が成り立つ児童・生徒数が在籍しており、指導教諭の配置、並びに施設設備を考慮に入れ、以下の手順を踏んだ後に部の新設と活動開始を認める。

- ① 地域の受け皿となる団体の代表が学校長に部の新設を申し出る。
- ② 団体戦に参加できる生徒数が揃う。
- ③ 新設希望の代表生徒が部活担当の教師を通じて学校長に申し出る。
- ④ 職員会議で検討の後、学校長が新設を判断する。
- ⑤ 臨時の中央委員会で承認を受ける。

(2) 部の再設（休部からの活動再開）にあたっては、以下の手順を踏んだ後に活動再開を認める。

- ① 団体戦に参加できる生徒数が揃う。
- ② 再設希望の代表生徒が部活担当の教師を通じて学校長に申し出る。
- ③ 職員会議で検討の後、学校長が再設を判断する。
- ④ 生徒会総会で承認を受ける。

※サッカーのスポーツ少年団を設立の折に、中学校の部としては設立しない約束の下、少年団を立ち上げた。

7 現在の部活動の状況

(1) 美術コース以外の全ての部に親の会があり、全ての運動部に外部指導者（コーチ）が委嘱されている。

(2) 生徒数の減少に伴う、各部の部員数が減少している。

(3) 令和5年度から「地域移行検討期間」となるため、学校運動部に所属する生徒は「しわひめスポーツクラブ」にも所属することになる。

(4) 令和5年度の県中総体への参加資格は以下の通りである。

- ・地域以降の受け皿の団体として実績のある団体。
- ・学校に常設の部がなく、地域クラブで活動している場合における所属団体。

※令和5年3月31日までに宮城県中体連にクラブ団体の申請，承認が必要

※生徒個人の申請ではなく，所属クラブの団体登録が必要。

(5) 栗原市の部活動の地域移行について

令和5年度を「地域移行期間」，令和6年度を「改革推進機関」とし，各機関や団体と情報交換，検討を行い，環境や保護者，予算の確保等の準備が整うまでは，これまで通り部活動を行う方向である。